

子育て世帯加算対象世帯のみ提出必要

【価格高騰重点支援給付金（住民税均等割世帯 子育て世帯加算） 誓約・同意事項】

価格高騰重点支援給付金（住民税均等割世帯 子育て世帯加算）の支給要件（※）に該当します。

- 以下の誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。
（①～③の項目を確認し、にチェック（し）してください。）

加算対象児童は、次のいずれかに該当します。

- ア 令和5年12月1日において、私が世帯主として記録されている住民票に世帯員として記録されている児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童に限る）
- ① イ 令和5年12月1日において、私が世帯主として記録されている住民票に世帯員として記録されていない場合は学業等のために児童が住民票上単身となっている児童
- ウ 令和5年12月2日から令和6年8月17日までに出生した児童

※ イ、ウに該当する場合は、【加算対象児童が令和5年12月1日に同じ住民票に記録されていない理由】の欄に理由を記載のうえ、児童の住民票（謄本）を提出してください。

- ② ①に該当する児童であっても、児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設等に入所している児を含んでいません。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

【加算対象児童が令和5年12月1日に同じ住民票に記録されていない理由】

※ この用紙だけを提出しても、支給されません。必ず「室戸市価格高騰重点支援給付金（住民税均等割世帯）申請書」と一緒に提出してください。

【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____